

会 議 録

|         |   |
|---------|---|
| 会議の名称   | 平成21年度第1回情報公開・個人情報保護運営審議会   |
| 開催日時    | 平成21年10月20日(火) 開会；10時・閉会；11時30分   |
| 開催場所    | 市役所3階306会議室   |
| 出席委員氏名  | 蔭山 好信、鷲尾 祐喜義、金木 長子、西山 カツ枝、<br>荒木 みどり、市橋 佑介、松田 重俊、堀口 貴子、<br>井上 文子  |
| 欠席委員氏名  | なし  |
| 事務局     | 藤井総務課長、江利川総務課主幹、横山総務課主任<br>岡部生活課主任  |
| 会議内容    | 委嘱状交付、会長、副会長互選<br>議 事<br>(1) 次期 P I O - N E T システム(全国消費者生活情報ネットワーク・システム)における個人情報の取扱いについて<br>(2) 平成20年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について   |
| 会議資料    | 資料1 埼玉県消費者オンライン・ネットワークシステムの情報<br>収集及びその利用についての協定書<br>資料2 消費生活相談カード<br>資料3 個人情報の取扱いに関する参考資料<br>資料4 個人情報の取り扱いに関する覚書<br>資料5 平成20年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況<br>資料6 平成20年度情報公開請求(申出)受付簿<br>資料7 個人情報取扱業務一覧表<br>資料8 個人情報取扱業務届出書(例)<br>追加資料 消費生活相談情報表示 |
| その他必要事項 | 傍聴人 1名  |

| 発 言 者 | 会議の経過（議題・発言内容・結論等）  |
|-------|---|
| 司会    | 開会に先立ち委嘱状交付を行う旨説明。  |
| 市長    | 委嘱状交付及び挨拶。  |
| 司会    | <p>1 開会</p> <p>2 委員自己紹介 各委員自己紹介、事務局自己紹介</p> <p>3 会長、副会長互選</p>       |
| 司会    | 規定、方法につき、事務局より説明。意見を求める。  |
| 委員    | 事務局の考え方を問う。   |
| 課長    | 従前のおり、会長を蔭山委員に、副会長を鷺尾委員にお願いしたい旨を提案。                                 |
|       | 各委員賛同し、蔭山委員、鷺尾委員も了承。  |
| 会長    | 蔭山委員会会長席に移動し、挨拶。  |
|       | 4 傍聴について  |
| 司会    | 傍聴希望者1名があったことを説明。   |
| 会長    | 傍聴について、委員に諮り、その傍聴を許可。   |
| 傍聴人   | 傍聴人1名、傍聴席に着く。   |
|       | 5 議事  |
| 会長    | 次期P I O - N E Tシステム（全国消費者生活情報ネットワーク・システム）における個人情報の取扱いについて、議題とする。    |
| 事務局   | 総務課担当より、保護条例第10条の規定により、審議会の意見を聴く旨説明。同システムについて、資料1～4に基づき、生活課担当者より説明。 |
| 会長    | 実施機関（市長）が実施機関以外の者のへオンライン結合にて個人情報を提供することについて、審議会の意見を求められたものとし、質疑を問う。 |
| 委員    | ウイルスへの対策、対応はどうか。  |
| 事務局   | データは暗号化され、システムとして操作端末が限定される等クラウドの状態なので、問題ないものと思われる。                 |
| 委員    | 個人情報漏洩しないための措置がどのように講じられているか。                                       |

| 発 言 者 | 会議の経過（議題・発言内容・結論等）   |
|-------|--|
| 事務局   | 個人データは暗号化された上で専用の通信経路を通り、政府推奨の暗号化形式により保存されるので、犯罪者が入手した場合でも、データの中身は確認不能となっている。                            |
| 委員    | オンラインというが、データ信号はいつの時点で送信されるか。  |
| 事務局   | 入力データは、行田市側の管理者の承認を受け、オンライン送信される。  |
| 委員    | オンライン化による市の業務上のメリットは？  |
| 事務局   | 現在は、市側が必要なデータを入手するまでに約1ヶ月を要する。最近、詐欺まがいの案件が増え、1ヶ月のタイムラグにより、既に業者が不在となる例が多く、最新情報による情報提供ができず被害が拡大するデメリットがある。 |
| 委員    | 実務上、管理権限を持つ者は誰か。   |
| 事務局   | 生活課長となる。   |
| 委員    | 相談業務で人的な面での情報保護の状況はどうなっているか。   |
| 事務局   | 消費生活相談員に関する人事上の位置付けについて、不明確な部分がある。守秘義務が明確となるよう、人事上の位置付けについて早急に検討したい。                                     |
| 委員    | システム上、個人を識別できる情報が、どのように扱われているか、実際のデータの状況を確認したい。  |
| 事務局   | 生活課担当より、現状の利用について、県より提供されている当該データの写しを配布する。   |
| 会長    | 以上の審議により、公益上、行政上の必要性は認識できたと思われるが、審議会として、このシステムが個人の権利利益の侵害を防止するための措置を講じていると思われるとする委員について挙手を求めた。           |
| 委員    | 委員全員が挙手する。   |
| 会長    | 審議会として、個人の権利利益の侵害を防止するための措置を講じているとの意見に決する。また、付帯意見として、消費生活相談員の  |

| 発 言 者                          | 会議の経過（議題・発言内容・結論等）   |
|--------------------------------|--|
| <p>会長</p> <p>事務局</p> <p>司会</p> | <p>守秘義務が明確化されるよう、人事上の位置付けについて検討をお願いしたい旨を併せて伝えていただきたい。</p> <p>続いて、平成20年度情報公開及び個人情報保護制度の運用状況について、議題とする。</p> <p>資料5～8に基づき、事務局より説明。質疑なし。</p> <p>6 閉会</p> |